

日常生活用具の給付のご案内

「日常生活用具」は障害のある人が家庭で生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活することを容易にするための用具です。障害福祉課ではこれらの日常生活用具を購入する際の費用の一部を助成します。ただし、助成を受けるには、事前の申請が必要です。

【対象者】

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)

【申請に必要なもの】

- ①申請書(窓口にあります)
- ②見積書
- ③カタログの写し
- ④障害者手帳
- ⑤(一部用具のみ)医師意見書

【自己負担】

- ①課税世帯の方は自己負担は原則1割負担です。ただし自己負担が多くなりすぎないように、軽減策として上限月額(37,200円)が設定されます。
- ②市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は自己負担はありません。
- ③同一世帯内に市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯の方は、助成の対象外となる場合があります。
- ④基準額以上のものを希望される場合は、差額分については全額自己負担となります。

【介護保険制度の優先】

介護保険制度等で取り扱いのある用具については介護保険制度等での利用が優先となります。

分類	主な品目
介護訓練支援用具	特殊マット、特殊寝台等
自立支援用具	歩行支援用具(手すり、スロープ等)、入浴補助用具等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)等
情報意思疎通支援用具	情報・通信支援用具(専用ソフト等)、盲人用時計等
住宅改修	居宅生活動作補助用具(住宅改修)
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等

【問合せ先】

安城市役所 障害福祉課 障害給付係
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話 0566-71-2259(直通)
FAX 0566-74-6789